

第2章 公害紛争処理制度の利用の促進のための取組

1 平成20年度の主な取組

(1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下、本章において「審査会等」という。）が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

事件の管轄が公害等調整委員会に専属する裁定事件について、その審問期日は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしている。ただし、やむを得ない理由があるときは、被害発生地等公害等調整委員会の審問廷以外の場所において行うことができることとされており、平成20年度においては、茨城県行方市（5月8日の茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件第9回審問期日）、熊本県八代市（6月18日及び19日の八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件第5回及び第6回審問期日）及び高知県須崎市（11月26日の高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件第3回審問期日）において審問期日を開催している。

東京から離れたところに在住する者等からは、期日の出頭に要する移動の負担の軽減等、制度利用に係る更なる利便性の向上が求められている。

このため、平成21年度予算においては、現地で期日を開催するための経費が新規に措置されている。公害等調整委員会は、被害発生地等の現地における審問期日等の開催の取組を進めていくことにより、公害紛争処理制度の利用に係る利便性の向上に努めていくこととしている。平成21年5月には、現地期日の積極的開催を図るため、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）について、公害等調整委員会の審問廷以外での審問の開催の要件について、「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和する改正を行っている。

(2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、原因と被害発生との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができることとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壌汚染問題や化学物質問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難であり、また、因果関係の有無が主要な争点となっている紛争が増加しており、公害紛争の迅速か

つ適正な解決を図るためには、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要となる調査を迅速かつ適切に実施するため、事件に係る調査のための経費の拡充を図ることとし、平成21年度予算においては、事件調査のための経費の大幅な増額が図られている。公害等調整委員会では、適時適切な調査を一層充実させていくことにより、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

(3) 国際的な取組

ア アジア地域における環境紛争解決に関するセミナー

公害等調整委員会は、アジア地域における環境紛争処理に関する制度、その執行状況及び実情の把握並びに我が国の制度等の情報提供の一環として、平成21年3月2日～8日までインドネシア共和国及びフィリピン共和国に審査官等を派遣した。

インドネシア共和国においては、インドネシア環境省等とともに環境紛争に関するセミナーを開催し、我が国の公害紛争処理制度等の説明を行うとともに、インドネシアの環境紛争処理に関する状況について、インドネシア環境省担当者、ジャカルタ地方裁判所判事、NGO関係者から、また、アジア各国における環境紛争解決に係る状況について、同セミナーに参加した国際連合環境計画（UNEP）の担当者から各々講演があった。セミナーの後、インドネシア環境省担当者と今後の協力の在り方について具体化すべく意見交換を行った。

フィリピン共和国においては、マニラに本部のあるアジア開発銀行（ADB）におけるセミナーに参加し、我が国の公害紛争処理制度の説明を行った。また、ADBの紛争処理制度及び実績について担当部署からヒアリングを行うとともに、同セミナーに参加していたアジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）の担当者と、今後の協力の可能性について情報交換を行った。なお、この訪問に際し、マニラ周辺のゴミ投棄場等や環境の状況等を確認した。

今回のセミナー等を通じて、アジア地域における環境紛争処理に関する問題点の多様性を認識するとともに、各関係機関から、より緊密な情報交換とそれぞれの国の環境問題の状況に即した協力を求められたところである。

イ 報告書「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議について」

近年、アジア・太平洋地域の国々では急速に経済発展が進み、それに比例するように公害による住民の被害が顕在化し、環境訴訟等が増加している。

我が国は、公害克服の経験や公害訴訟の蓄積で環境法整備を果たすとともに、公害対策基本法で公害等調整委員会の公害紛争処理制度を位置付けた貴重な経験を有している。このような背景の下、公害等調整委員会は、平成19年度、UNEP主催の「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議」（平成20年1月14日～16日にタイのバンコクで開催、アジア・太平洋地域の33カ国及び3国際機関から約80名が出席した。）への講師派遣の招請を受け、審査官等を派遣して、我が国の公害裁判、紛争処理についての経験や公害紛争処理制度等を紹介したところである。さらに、同年度の委託調査として、学識経験者からなる研究会を開催し、アジア・太平洋地域のいくつかの国（地域）を対象として実態を把握したのち、環境裁判や行政型ADRを共通項として、

公害紛争処理政策の視点から研究を行い、その成果として「アジア・太平洋地域における環境裁判・法執行に関する現状と今後の展望に関する調査報告書」を収納した。

本年度は、上述の取組について「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議について」と題する報告書を取りまとめ、関係機関へ送付した。

(4) 広報活動への取組

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の一層の周知を図るとともに、公害等調整委員会が行っている活動等について広く紹介するため、従来から各種の広報を実施しているが、平成20年度においては、次のような広報を更に実施した。

ア 政府インターネットテレビ

平成21年1月、内閣府政府広報室の協力を得て、政府インターネットテレビの24チャンネルの「この人に聞く」に、「公害で困ったらまず相談～公害紛争処理制度って何？」の番組を制作して掲載し、現地調査や期日のイメージの画像を使いながら、公害等調整委員会の機能について紹介している。

イ パンフレットの作成

平成21年1月、公害等調整委員会のパンフレットを改訂し、公害紛争処理手続のうち調停と裁定の手続の概要を追加した。

ウ リーフレットの作成

平成21年4月、従来のリーフレットを全面的に見直し、「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」と題し、公害の例、公害苦情相談と公害紛争処理の特徴、調停と裁定の流れを紹介している。

エ その他

日本弁護士連合会、各弁護士会、日本司法支援センター（愛称「法テラス」）に情報提供のほか、意見交換を行っている。また、公害紛争処理法上、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し、原因裁定を囑託することができることとされており（公害紛争処理法第42条の32）、原因裁定の囑託の活用について、裁判所に情報提供を行っている。

2 都道府県公害審査会等との連携

公害等調整委員会は、公害紛争処理制度の円滑な運営のため、都道府県公害審査会等との相互の情報交換、連絡協議等に努めて、公害紛争処理の適正・迅速な処理を図るとともに、地方公共団体における公害苦情の適切な処理を促進するため、公害苦情相談件数、苦情処理の実態等を把握するための調査を実施し、公害苦情相談研究会等を開催するとともに、地方公共団体に対する情報・資料提供に努めている。

特に、公害紛争処理の円滑な運営を図るためには、公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との連携が必要であるが、近年の公害紛争の態様の変化、公害紛争の多様化に対応するため、公害等調整委員会は、公害問題についての不断の調査研究を行い、多数の公害紛争事例を分析・検討して、審査会等との各種会議を開催し、情報・資料の提供を行っている。公害等調整委員会と審査会等が、公害紛争処理に関する共通の問題について、積極的に情報及び意見を交換し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために、欠かすことのできない活動の重点である。

公害紛争の処理は、事件の管轄に応じて公害等調整委員会及び審査会等により分掌されており、審査会等は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄することとされている（公害紛争処理法第24条第2項）。

このため、紛争処理に当たって以下の手続が相当とされる事案については、公害等調整委員会と審査会等が相互に連絡・協議等を行うことにより、円滑な処理を図っている。

(1) 移送

公害等調整委員会又は審査会等は、その管轄に属さない事件については処理することができないことから、当該事件は管轄を有する審査会等又は公害等調整委員会に移送しなければならない（公害紛争処理法第25条）。移送に当たっては、移送先の機関へ当事者が提出したすべての文書、物件等を送付することとされており、当事者は再度手続をやり直す必要はない。

平成21年2月に公害等調整委員会に対して申請のあった医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件（平成21年（調）第2号）について、公害等調整委員会の管轄には属さないため、同年3月、神奈川県公害審査会に移送を行った。

(2) 引継ぎ

管轄の規定に対する例外として、調停に係る事件について、相当と認める理由がある場合には、当事者の同意を得、引き継ごうとする先の機関と協議した上で、審査会等若しくは連合審査会から公害等調整委員会へ、又は公害等調整委員会から審査会等へ、それぞれ、事件を引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。引継ぎを相当と認める理由については、当該事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断した上で、審査会等との協議等の手続を円滑に行うことにより、紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。

これまでに公害等調整委員会は、長野県から引き継いだスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年（調）第17号事件外2件）など9件の事件を引き継ぎ、処理してきた。このスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について、公害等調整委員会が引き継ぐことが相当であると認められた理由は、申請人側は、スパイクタイヤ粉じんが健康等に重大な影響があるとして、当初、長野県内でのスパイクタイヤの販売停止のみを求めていたが、その後、この事件の解決にはスパイクタイヤの製造そのものを中止すべきであるとの意見が出され、検討の結果、スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的見地から解決する必要があるということであった。

この件は、公害等調整委員会によって引き継がれた後、4回の調停期日の開催などの手続を経て、昭和63年6月2日の第5回調停期日において調停が成立し、終結に至った。また、この調停成立後の8月に、環境庁長官によってスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針が明らかにされ、その検討が進められた結果、平成2年6月、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）が成立した。また、平成元年には、長野県、北海道それぞれの弁護士等から、スパイクタイヤの使用等の全面禁止を求める調停申請が計2件なされたが、いずれもそれぞれの管轄の審査会等に移送され、その後、平成3年4月1日のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第7条（スパイクタイヤの使用禁止規定）施行の直前に申請が取り下げられ、スパイクタイヤに関する紛争は終結した。このように新たな法律の制定という形で施策への反映がなされた

ということからも、引継ぎによって公害等調整委員会が本件を処理した意義は大きかったと言える。

(3) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

公害等調整委員会に係属する事件には、審査会等に調停事件として係属した又は現在係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がされたものも見られる。これらの中には、審査会等に調停事件として係属し、終結（調停打ち切り又は調停申請取下げ）した後に、公害等調整委員会に責任裁定申請がされたものや、審査会等に調停事件として係属し、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係が主な争点で、その解明が困難なことから、積極的な専門的知見の活用などにより因果関係の存否の事実に限って、集中的かつ能率的に審理を行い判断するという原因裁定制度を利用することとして原因裁定の申請がされたものがある。

このような事件について、公害等調整委員会は、裁定申請の受理に関し、当該事件が係属した又は現に係属している審査会等から意見を聴くこととしている（公害紛争処理法第42条の12第3項、第42条の27第2項）。事件については、当該審査会等が最も実情に通じているわけであるし、裁定を行うのが妥当かどうかについての的確な意見を述べることができるわけであるから、事前にその意見を徴することとしたのである。また、その後の手続においても、審査会等との連携によって得られた情報等を基に、調停手続の中で解決ないし解明できなかつた点を主要な論点として手続を進めることが可能となる。このようにして、公害等調整委員会と審査会等との連携を通じて、公害紛争処理制度の一体的な運用及び公害紛争の円滑な処理を図っている。

公害等調整委員会では、1(1)のとおり、現地期日の開催の取組を進めていくこととしており、審査会等の調停事件に係る事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地での期日を開催するなど、当事者の利便性の向上を図り、それぞれの地域における公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、取組を進めていくこととしている。

以下、平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件の中で、審査会等に一度係属した後に、当委員会に申請された事件について概説する。

ア 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第3号事件）

本件は、平成18年8月17日、埼玉県上尾市住民（申請人）が理・美容院経営会社（被申請人）に対し、被申請人社屋等に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被っているとして、その健康被害等に関して賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされ、1年以上かけて8回の調停期日が重ねられたものの、双方の主張の隔たりが大きかったため調停成立の見込みがないものとして調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請受理の意見照会を行い、受理について特

段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている（事件経過等詳細については第2編第2章第2節4（43ページ）参照）。

イ 和歌山県美浜町における樺山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

（平成18年（ゲ）第1号事件）

本件は、平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人（申請人）の受けた漁業被害は、和歌山県（被申請人）が設置・運営する樺山ダムが、洪水時に濁質を大量に含む放流水を流したことに因る、との原因裁定を求めたものである。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に和歌山県知事に調停の申請がされ、現在も係属している事件であるが、上記調停では、申請人は、被申請人に対しダムの濁水流出水の軽減、損害金の支払等を請求したのに対し、被申請人がダムの放流と漁業被害の因果関係を否認したため、その因果関係を明らかにするために公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、和歌山県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めている（事件経過等詳細については第2編第2章第2節5（43ページ）参照）。

ウ 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第5号事件）

本件は、平成18年11月30日、新幹線高架付近でビジネスホテルを経営している申請人が、鉄道会社（被申請人）に対し、被申請人が所有・運行する東北新幹線の列車運行により発生する振動によりホテルの宿泊客等から苦情が出るほどまでの振動被害を受けており、そのため、耐振補強工事を行わざるを得なくなったとして、その費用について賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされたが、調停不調のため1回の調停期日が開催された直後に調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請受理の意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成20年7月22日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。（事件経過等詳細については第2編第2章第2節7（45ページ）参照）。

エ 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件

（平成20年（ゲ）第3号事件）

本件は、平成20年12月24日、北海道札幌市の建設会社から、鉄道会社を相手方（被申請人）として、申請人の社屋の壁面部分及び敷地に駐車中の車両に鉄粉が刺さり込んで、錆が発生する及び劣化が進行する被害は、被申請人が設置管理する鉄道の軌道を通行する列車による鉄粉の飛散によるものである、との原因裁定を求めたものである。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に北海道公害審査会に調停の申

請がされ、現在も係属している事件であるが、因果関係を明らかにするために公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めている（事件経過等詳細については第2編第2章第2節17（52ページ）参照）。

オ 小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第1号事件）

本件は、平成21年3月9日、愛知県等の住民60人から、愛知県及び独立行政法人都市再生機構を相手方（被申請人）として、土地に廃棄物層による土壌汚染が存在し、不同沈下を現実に起こし、今後も起こす可能性があるとして、不法行為等に基づき、地盤改良工事費用等の損害賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に愛知県公害審査会に調停の申請がされ、3回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めている（事件経過等詳細については第2編第2章第2節18（52ページ）参照）。

(4) 会議・講演の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成20年度は、6月5日及び6日に第38回協議会を開催）、多様な視点から見た公害紛争処理制度に関する講演や他国の公害紛争処理制度の紹介等、公害紛争に関する情報及び意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図っている。

また、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施を促進している。平成20年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第39回会議を開催し、公害紛争処理制度の活性化と都道府県公害審査会等との連携の強化等について意見交換を行っている。併せて、弁護士会、法テラス、公害審査会会長、地方裁判所長等と意見交換を行っている。

また、9月29日から10月1日にかけて開催した公害苦情相談研究会、10月中旬から11月中旬にかけて開催した公害苦情相談員等ブロック会議において、公害紛争処理制度について情報提供を行っている。

(5) その他

個々の事件の具体的な処理経過、問題点等について整理・分析し、その情報を共有することは、類似の事件を処理する上で参考となり、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理

状況の報告を受け、公害等調整委員会における事件の処理状況と合わせて整理及び分析を行い、これらの事件の具体的な処理経過などを審査会等に対して情報提供している。同時に、公害等調整委員会における事件の受付、終結等に関する情報については、本年次報告やホームページ (<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>) による提供も行っている。

審査会等に係属した事件については、年2回「公害紛争処理情報」として冊子として取りまとめ各審査会等の事務局に配布している。これにより、審査会等は、公害等調整委員会に係属した事案のみならず、他の審査会等に係属した事件についても業務の参考とすることができる。また、公害苦情相談についても、年1回、全国の都道府県及び市区町村の事例を収集した「公害苦情処理事例集」を取りまとめ、各都道府県や市区町村に配布している。

さらに、公害紛争処理制度とその運用に関するQ&Aのホームページ掲載や審査会等における事件処理の進め方等に関する相談への対応によって、審査会等における公害紛争の円滑な処理を支援している。

また、公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられる。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定等の公害紛争処理手続を中心に、問題の解決のために最も適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携をとることにより、公害問題の円滑な解決に努めている。